

航空自衛隊援護広報用動画の制作及び配信に係る企画競争の希望者募集要領

標記について、下記のとおり定めたので希望者を募集します。

契約担当官
航空自衛隊航空中央業務隊
会計科長 原 田 豊

記

1 調達品等の概要

件名（品名）	概要等	履行期間
航空自衛隊援護広報用動画の制作及び配信	募集要項 （別途交付）参照	契約締結日～ 令和 8 年 3 月 3 1 日

2 募集に応募できる者の資格及び条件

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募及び契約締結時に有効な資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A 又は B の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は有する見込みのある者であること。
- (3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除対象者として指定されている者でないこと。

- (7) 航空中央業務隊契約担当官（以下、「契担」という。）が定めた「入札及び契約心得」及び航空自衛隊標準契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能な者であること。
- (8) 契約の履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理できる者であること。

3 応募要領

応募する者（以下、「応募者」という。）は、「参加表明書」（別紙様式）に第2項に掲げる条件を満たしていることを証明する資料「資格等証明資料」（付紙）及び資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを添付して提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年6月18日（水）
- (2) 提出時間 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。
- (3) 提出場所 〒162-8804
東京都新宿区市谷本村町5-1
航空自衛隊航空中央業務隊会計科契約1班 担当：野々宮
03-3268-3111（内線67028）
- (4) 応募資格の審査の結果は、別途書面にて通知する。
なお、応募資格を満たしている者に、「航空自衛隊援護広報用動画の制作及び配信事業提案募集要項」（以下、「募集要項」という。）を交付するので、募集要項に基づき企画提案書を提出すること。

4 企画提案書の提出要領

- (1) 提出期限 令和7年6月23日（月）
- (2) 提出時間 第3項第2号に同じ。
- (3) 提出場所 第3項第3号に同じ。

5 企画提案書の審査等

- (1) 募集要項の企画提案書に示す、基礎項目にすべて適合し、審査項目について最も優れた企画提案を行った者を選定する。
- (2) 応募者は、航空中央業務隊及び航空幕僚監部人事教育部募集・援護課の担当者から説明を求められた場合にはその都度、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (3) 応募者は、航空中央業務隊及び航空幕僚監部人事教育部募集・援護課の担当者から役務体制等の調査のために営業所等（下請負者の事業所等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該営業所等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

6 審査結果の通知等

本公示及び募集要項に基づき応募者から提出された企画提案書について評価を行い、一者を選定し指名候補者名簿に登載するとともに、その旨を

通知する。ただし、優れた企画提案をした者が複数で、その評価が同等の場合は、別途通知する。

7 審査結果の疑義に対する処理

- (1) 審査結果に対し疑義がある場合は、契担に対して以下により書面をもって説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内
 - イ 提出時間 第3項第2号に同じ。
 - ウ 提出場所 第3項第3号に同じ。
 - エ その他 書面は、持参又は郵送（期限必着）するものとする。
- (2) 契担は、審査結果に対する疑義について説明を求められたときは、前号の最終日から起算して5日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 再疑義の申立て

- (1) 前項第2号の説明に不服のある者は、契担に対して、以下により再疑義の申立てを行うことができる。
 - ア 提出期限 前項の書面を受け取ってから7日（休日を含まない。）以内とする。
 - イ 提出時間 第3項第2号に同じ。
 - ウ 提出場所 第3項第3号に同じ。
 - エ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。
- (2) 契担は、再疑義の申立てをされたときは、前号の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再疑義の申立てをした者に対して書面により回答する。

9 提出書類及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）の提出に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書等に虚偽の記載をした者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。また、航空中央業務隊における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 第5項第2号及び第3号に反した者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。
- (3) 企画提案書等の作成、提出、説明及び第5項第3号の調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書は、応募者に無断で他の目的に使用しない。
- (6) 提出期間を過ぎてからの企画提案書等の差替え、再提出は認めない。ただし、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。

- (7) 企画提案書に自社以外のものがある場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出所元を明らかにすること。

1 0 応募者の義務及び制約事項

- (1) 指名候補者名簿へ登載された者（以下、「登載者」という。）には、調達要求があった場合、随意契約の通知を行う。
- (2) 登載者で大きな義務違反があった場合又は不正な行為が認められた場合は、指名候補者名簿から削除することがある。
なお、指名候補者名簿へ登載されていても、著しい経営状況の悪化等により、随意契約の相手方として適当と認められなくなった者は、随意契約の通知を行わない。
- (3) 登載者で、契約することを希望しなくなった場合には、速やかに指名候補者名簿からの抹消請求を行わなければならない。
- (4) 応募者は、閲覧した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。また、契約履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保全情報の取扱いを適切に管理しなければならない。
- (5) 応募者は、契約の履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能なもので、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

1 1 その他の注意事項

- (1) 第10項各号の義務に違反した応募者は、航空中央業務隊における応募を一定期間制限する場合がある。

参加表明書

契約担当官
航空自衛隊航空中央業務隊
会計科長 原 田 豊 殿

所在地
会社名
代表者名

印

公示契1第1号（令和7年6月4日）の募集に関し、契約担当官が定めた「入札及び契約心得」及び航空自衛隊標準契約条項等を熟知の上、下記の品目について参加を表明します。

なお、同公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約致します。

記

NO	件名(品名)	契約実績	備考
1	航空自衛隊援護広報用動画の制作及び配信		

- 添付書類：1 資格等証明資料（付紙）
2 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）

資格等証明資料

会社名：

NO	資格要件	要件の有無	提出資料
1	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者であるか。	該当しない	
		該当する	
2	応募及び契約締結時に有効な資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA又はBの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は有する見込みのある者であるか。	有している	
		有していない	
3	防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者であるか。	該当しない	
		該当する	
4	前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者であるか。	該当しない	
		該当する	
5	原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。	該当しない	
		該当する	
6	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除対象者として指定されているか。	該当しない	
		該当する	
7	航空中央業務隊の「入札及び契約心得」及び航空自衛隊標準契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であるか。	可能である	
		可能でない	
8	契約の履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理できる者であるか。	管理できる	
		管理できない	

記入要領

- 「要件の有無」欄について、該当する欄に丸をつけること。
- 「提出資料」欄については、具体的な提出資料名を記載のこと。